

衆議院総務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年6月8日（火）、第19回の委員会が開かれました。

1 行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

・武田総務大臣、熊田総務副大臣、新谷総務副大臣、大西国土交通副大臣、谷川総務大臣政務官、古川総務大臣政務官、宮路総務大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）総務省大臣官房付 秋本芳徳君

（質疑者）松尾明弘君（立民）、岡本あき子君（立民）、神谷裕君（立民）、本村伸子君（共産）、足立康史君（維新）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

松尾明弘君（立民）

情報通信行政検証委員会「検証結果報告書（第一次）」

- ア 情報通信行政検証委員会（以下「検証委員会」という。）の検証結果報告書（第一次）（以下「報告書」という。）の内容についての大臣の把握状況
- イ 検証委員会委員の選考方法及び選考に際しての委員の総務省からの独立性の確認方法
- ウ 総務省における吉野弦太検証委員会座長への研修の講師等の依頼の有無
- エ 検証委員会委員に横田響子氏と鹿喰善明氏を選出した理由
- オ ヒアリングや証拠の提出要請に関する総務省職員への指示内容
- カ 大臣から調査への協力に係る指示を行った対象者と時期
- キ 報告書の内容に対する総務省の評価及び職員の処分や追加調査等の今後の取扱い
- ク 検証委員会による調査と以前総務省が行った内部調査との違い
- ケ 総務省の内部ガバナンスがきちんと働いていないとの指摘に対する大臣の見解
- コ 行政プロセスの透明性や公平性は総務省に説明責任があるとする報告書の記述に対する総務省の見解
- サ 説明責任があるとする調査の方向性についての総務省内での認識の共有状況
- シ 検証委員会の調査に対する隠蔽の有無
- ス 今後の調査への協力についての大臣からの指示が行われた日時
- セ 決裁過程の文書やメールなどの客観的資料に基づく今後の検証方針についての総務省内での共有状況
- ソ これまでの調査における資料の隠蔽や出し惜しみの有無
- タ 調査に対する非協力的な姿勢が問題であるとの指摘及び大臣の指導が浸透していないことが問題であるとの指摘に対する大臣の見解
- チ 放送行政がゆがめられた可能性があるとする報告書を受けての総務省及び大臣の見解
- ツ 本年2月16日の「行政はゆがめられていない」との大臣答弁時における、本報告書に記載されている一連の事実の認識の有無についての大臣への確認
- テ 株式会社東北新社（以下「東北新社」という。）への許認可プロセスを確認せずにツの答弁を行ったのかについての大臣への確認
- ト 繰り返された東北新社との会食が放送行政をゆがめる原因ではとの指摘に対する総務省の見解
- ナ 総務省「国家公務員倫理規程に違反する疑いがある会食の調査について」及び報告書に出てくる「会食」、「供応接待」、「贈与」の関係性及び供応接待に当たる会食と当たらない会食の違い
- ニ 物品の贈与により行政がゆがめられた可能性についての総務省の見解
- ヌ 報告書における贈与に関する記載の場所
- ネ 外資規制への抵触を認識しながら東北新社の認定を取り消さなかったことを否定した場合に処分

- を行わないのは問題であるとの指摘に対する大臣の見解
- ノ 行政のゆがみが生じたことに対する大臣の責任
 - ハ 今後の再発防止策についての総務省の見解
 - ヒ 大臣の責任において、本質的な行政のゆがみを正す必要性についての大臣の見解

岡本あき子君（立民）

検証委員会報告書

- ア 松尾委員に対して行った大臣の答弁は、法律や公文書の規定になくとも意思決定、政策決定に至るためのメモは残しておき、検証ができる状態にするとの趣旨の発言であるかの確認
- イ 検証に資する資料が残っていなかったことは、ガイドラインを職員が遵守していなかったということかについての確認及びデータの復元や再調査を行う必要性
- ウ 国家公務員倫理規程違反としてなされた処分以外に今後処分が行われる可能性
- エ 政務三役の利害関係事業者との会食・接待の有無
- オ 報告書の指摘を受けて、行政がゆがめられたとの認識を大臣は持っているかの確認
- カ 報告書に記載された事実及び事実認定についての総務省の認識
- キ 報告書で指摘された事項を否定するための総務省の証拠書類等の提示の有無
- ク 接待事案発覚当初、東北新社が利害関係者とは知らずに接待を受けていたとの認識であったことについて、現在も秋本大臣官房付の考えに変わりはないかの確認
- ケ 意思決定に至るための書類の提出を可能な限り求めていくことについての大臣の決意

神谷裕君（立民）

- (1) 総務省「外資規制の遵守状況調査」の進捗状況
 - ア 外資規制の遵守状況調査が遅れている理由
 - イ 当該調査の結果を報告できる時期の見通し
- (2) 今回報告があった調査で十分と言えるのかについての総務省及び大臣の見解
- (3) 調査に係る指示の具体的な方法の確認
- (4) 総務省「国家公務員倫理規程に違反する疑いがある会食の調査について」
 - ア 調査対象を課長級相当以上とし、課長補佐級まで拡大しなかった理由
 - イ 会食の件数は、延べ約1,500件で全てと捉えて良いかについての確認
 - ウ 調査結果に出てくる企業が偏っていないか、また、調査結果が正しいとするならば総務省と事業者との関係が特異的ではないかとの指摘に対する総務省の見解
 - エ 政務三役の利害関係事業者との会食についても詳らかにすべきとの考えに対する大臣の見解
 - オ 調査報告に記載されている再発防止策で十分と言えるのかについての総務省の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 総務省「国家公務員倫理規程に違反する疑いがある会食の調査について」
 - ア 職員から申告があった約1,500件の会食に係る事業者名及び申告をした職員の局・課等の内訳
 - イ 通信・放送事業者との会食を除いた残りの約1,050件の会食の相手方
 - ウ 歴代の情報通信、放送分野の幹部職員が全員会食していたかについての確認
 - エ 国家公務員倫理規程に違反する会食について、行政がゆがめられたかどうかのチェックのためにも職員の氏名・役職及び事業者名を明らかにすべきとの指摘に対する総務省の見解
 - オ 行政がゆがめられたかどうかを国会で検証するため「総務省職員の懲戒処分に関する公表基準」を見直す必要性

- カ 日常的な事業者との会食は癒着の温存になるとの指摘に対する大臣の見解
- キ 情報通信分野の実態調査や事業者等との意見交換をするのに飲食を伴わないといけない理由
- (2) 検証委員会報告書
 - ア 報告書の参考資料4「通報窓口の設置・運用について」に基づく通報窓口への通報総数及びその概要
 - イ 井幡晃三情報流通行政局放送政策課長（以下「井幡課長」という。）の東北新社との会食が新たに6件見つかったことについて、なぜ一回目の調査で全ての会食を答えなかったのかについての総務省への確認
 - ウ B S左旋4Kの利用枠が埋まらないほど応募数が少なかった中で、東北新社の認可を取り消してしまうと放送事業者が減ってしまうことを井幡課長は問題だと考えていたのかどうかについての総務省への確認
 - エ 多くの職員が覚えていないとの発言を繰り返したのは、大臣が記憶にないものは記憶がないと示しなさいと指示した姿勢が影響したのではないかととの指摘に対する大臣の見解
 - オ 会食によって行政がゆがめられていないと大臣は今でも思っているかについての確認
 - カ 報告書の委員補足意見の中で、「会食の積み重ねや長い付き合いにより職員と事業者との間で馴れ合い意識やムラ意識が醸成されていく可能性」や「閉鎖的かつ硬直的な国の人事運用が事業者との癒着を生みやすい環境となる可能性」が指摘されたことについての大臣の見解
 - キ 委員補足意見として示された総務省内の仕事の進め方や外部の者の入退館、各種情報の管理等についての問題意識の具体的内容
 - ク 上位の職員の関与については資料が乏しく適切な認定、評価が困難であり、行政の適正性を検証することができないことに対する大臣の責任
 - ケ 報告書の参考資料9（東北新社と総務省の間の打合せに使用された資料）で、「◎トンネル会社では？」との手書きメモを記述した職員の氏名
 - コ NTTが公表した調査報告書の中で政務三役及び国家公務員との会食を原則禁止すると指摘していることを踏まえ、総務省としても利害関係者との会食を禁止すべきとの指摘に対する大臣の見解
 - サ 検証委員会による調査の対象に政治家も含めて検証すべきとの考えに対する大臣の見解
- (3) リニア中央新幹線の工事費の増加等
 - ア JR東海が発表した品川一名古屋間の工事費の約1.5兆円の増額には、東京外郭環状道路での陥没事故や大井川水系の減水問題による増額も含まれているかの確認
 - イ 東京外郭環状道路の陥没事故を受けて、ボーリング調査や事前の家屋調査を実施するか確認
 - ウ 品川駅の工事について、当初の入札の予定価格と今回の品川駅の工事費の増額、事業者決定のプロセスに関し事実関係を調査すべきとの考えに対する国土交通省の見解
 - エ コロナ禍を踏まえた需要予測がどうなるのかを含め、リニア中央新幹線の事業全体について再評価を行うべきとの考えに対する国土交通副大臣の見解

足立康史君（維新）

- (1) 総務省「国家公務員倫理規程に違反する疑いがある会食の調査について」
 - ア 省内調査において宣誓の上で虚偽の申告する者に対する総務省の認識
 - イ 省内調査は会食の相手方の調査を踏まえたものであることの確認
 - ウ 省内調査で浮上した東北新社とNTTグループ以外の事業者に対する調査依頼の有無
 - エ 会食の申告があった170名、1,500件の会食のうち利害関係者に当たる者との会食の件数又は割合
 - オ 国家公務員倫理規程の範囲内である会食は、割り勘かつ1人当たり1万円未満であることの確認
 - カ 割り勘の事実について会食の相手方に確認済みであることの確認
 - キ 放送150件及び通信300件の会食の内、国家公務員倫理規程の範囲内であることが確認された会

- 食の割合
- (2) 東北新社の外資規制違反に係る総務省の関与の事実認定を近々行う意向の有無についての総務省への確認
 - (3) 情報通信・放送行政の在り方
 - ア 独立行政委員会の設置
 - a 情報通信・放送の規律に係る独立行政委員会の設置についての総務省の見解
 - b 諸外国の後塵を拝する我が国の情報通信分野の現状は現在の情報通信・放送行政構造に依拠するとの考えに対する総務省の見解
 - c 旧電波監理委員会の設置から廃止までの経緯
 - イ クロスメディアオーナーシップ規制
 - a 時代に即したクロスメディアオーナーシップ規制の見直しの意向
 - b 平成 22 年のクロスメディアオーナーシップ規制を見直す放送法改正案策定に係る当時の検討状況

井上一徳君（国民）

- (1) 今般の総務省職員に対する処分は国家公務員倫理規程違反によるものであるのかについての総務省への確認
- (2) 検証委員会報告書
 - ア 井幡課長が東北新社の外資規制違反の事実を認識した時期
 - イ 総務省が外資規制違反の事実を認識したのは3月9日であることについての総務省への確認
 - ウ 井幡課長が外資規制違反の事実を認識していたことの実事認定及びその処分を行う必要があるとの考えに対する大臣の見解
 - エ 外資規制違反の事実があったにもかかわらず、当該違反が放置されたことについて誰も責任をとっていない状況は問題があるとの考えに対する大臣の見解
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策
 - ア 新型コロナウイルス感染症による自宅療養者数、宿泊療養者数及び入院者数
 - イ 宿泊療養者に対して行っているケアについての厚生労働省への確認
 - ウ 自宅療養者及び宿泊療養者が死亡した事例数
 - エ 政府が民間病院との協力体制の構築のために行っている取組についての厚生労働省への確認
 - オ 自宅療養者及び宿泊療養者に対する医療行為が可能であることについての周知の必要性
 - カ 公立病院に対する支援に力を入れるべきとの考えに対する厚生労働省及び大臣の見解
 - キ 厚生労働省が示した再編・統合が必要な公立病院のリストについて、撤回すべきとの考えに対する厚生労働省の見解
 - ク 7月以降のワクチン接種に係るスケジュールについての内閣官房への確認